

令和5年3月定例会

宮古地区広域行政組合議会会議録

令和5年 3月20日 開会

令和5年 3月20日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第2号

令和5年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月22日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山本正徳

1 期 日 令和5年3月20日（月）午後3時

2 場 所 宮古市議会議事堂議場

令和5年3月宮古地区広域行政組合議会定例会

令和5年3月20日（月曜日）

午後3時開議

議事日程

諸報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について
- 日程第 4 施策大綱説明
- 日程第 5 議案第1号 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計予算
- 日程第 6 議案第2号 令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第3号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第4号 宮古地区広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第 9 議案第5号 宮古地区広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会条例
- 日程第10 議案第6号 宮古地区広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第11 発議案第1号 宮古地区広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例

出席議員（13名）

1 番	三田地	久志君	2 番	田中	尚君
3 番	畠山	和英君	4 番	阿部	吉衛君
5 番	伊藤	清君	6 番	高橋	秀正君
7 番	千葉	泰彦君	8 番	畠山	拓雄君
9 番	長門	孝則君	10 番	豊間根	信君
11 番	黒沢	一成君	12 番	中村	勝明君
13 番	木村	誠君			

欠席議員（0名）

説明のための出席者

管理者	宮古市長	山本	正徳君
副管理者	宮古市副市長	桐田	教男君
事務局	局長	松下	寛君
総務課	課長	松橋	かおる君
施設課	課長	田中	晋君
施設課	主幹	坂本	好治君
消防	長	小林	達広君
消防次長兼総務課長		中村	光宏君
消防次長兼消防課長		畠山	毅君
指令課	課長	三浦	正成君
消防課	主幹	里舘	郁雄君
宮古消防署	署長	石田	康典君
山田消防署	署長	内田	信也君
岩泉消防署	署長	和山	勝富君

議会事務局出席者

書	記	関口	憲史
書	記	八重樫	健太郎

◎開 会

- 議長（木村 誠君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより令和5年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を開会いたします。
-

◎諸報告

- 議長（木村 誠君） 諸報告を行います。

宮古地区広域行政組合監査委員から、地方自治法第199条第9項及び同法第235条の2第3項の規定により、令和4年度定期監査及び令和4年度一般会計の9月、10月、11月、12月、1月分までの例月現金出納検査について報告があり、既にその写しを配付しておりますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（木村 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、7番、千葉泰彦君、8番、畠山拓雄君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（木村 誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎報告第1号

- 議長（木村 誠君） 日程第3、報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

松下事務局長。

- 事務局長（松下 寛君） 報告1の1ページをお開き願います。

報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてご説明いたします。

一部事務組合につきましては、組織する団体の数の増減もしくは共同処理する事務の変更または規約の変更をしようとする場合、その協議に際し、地方自治法第290条の規定により各構成団体の議会の議決を経ることとなっておりますが、宮古地区広域行政組

合管理者の専決処分事項の規定の第3項において、岩手県市町村総合事務組合規約第2条の組合を組織する地方公共団体の変更及び第3条の組合の共同処理する事務のうち、宮古地区広域行政組合に関わらない事項の変更に関することが管理者の専決処分事項に指定されております。このことから、本件につきましては専決処分したものでございます。

内容をご説明いたします。

本件につきましては、令和5年3月31日をもって解散する岩手県沿岸知的障害児施設組合を脱退させること、令和5年4月1日に盛岡広域環境組合を加入させること、盛岡広域環境組合に係る地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定による議会の議員その他非常勤職員に係る災害補償に関する事務を岩手県市町村総合事務組合において共同処理すること並びに岩手県市町村総合事務組合規約の一部を別紙のとおり変更することの協議があり、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

- 1、専決処分した年月日、令和5年2月7日。
- 2、専決処分の内容、別紙のとおりでございます。

令和5年3月20日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

本件については、議会が委任している事項でございますが、何か質問はございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、本件はこれで終わります。

◎施策大綱説明

○議長（木村 誠君） 日程第4、施策大綱説明について、管理者の説明を求めます。

山本正徳宮古市長。

○管理者宮古市長（山本正徳君） 令和5年3月宮古地区広域行政組合議会定例会の開催に当たり、令和5年度当初予算に伴う施策の大綱を申し上げ、議員各位並びに宮古圏域住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行から3年が経過をいたしました。感染症に対する不安が消えない中、ロシアのウクライナへの侵攻の長期化による原油価格や物価高騰で地域経済や住民生活が受ける影響が深刻化してきております。構成市町村におきましては、引き続き感染症拡大防止対策と並行して、物価高騰対策に取り組んでいかなければならない状況にあります。

このような状況下において、組合といたしましても、宮古圏域の共同処理事業について事務事業の内容を精査し、経費の節減を図りながら効率的かつ適切な運営となるよう努め、構成市町村及び関係団体と連携、協力し、安定した事業を継続できるよう取り組んでまいります。

それでは、令和5年度当組合の共同処理事業を実施するに当たり、重点的に取り組む

施策の概要について申し上げます。

一般廃棄物処理事務につきましては、引き続き新型コロナウイルス感染予防対策の徹底を図り、各施設の安定的、効率的な稼働に努めるとともに、関連事業の継続かつ適正な執行に取り組んでまいります。宮古圏域におけるごみ減量化、資源化の普及促進のため、組合が実施をしている施設見学、出前講座、4R環境保護推進ポスターコンクール、フリーマーケット及び再生品展示会などの4R推進施策の充実、強化を図り、構成市町村と連携して資源循環型社会の形成に取り組んでまいります。

一般廃棄物処理施設の管理運営につきましては、施設長寿命化計画に基づく保全措置の実施による機能維持と廃棄物の搬入状況に応じた効率的な施設運営に努めてまいります。施設の効率的な運営に当たっては、職員の技術力向上が不可欠であることから、技術管理者の資格取得研修及びそのスキルアップ研修受講等によって人材育成と技術の継承に努めてまいります。

令和4年度から令和10年度までの7年間を計画期間とする循環型社会形成推進地域計画に基づき、事業を進めている次期一般廃棄物最終処分場の新設整備につきましては、令和5年度は基本設計書作成業務を実施してまいります。

消防事務につきましては、管内住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、新型コロナウイルス感染予防対策を行いながら消防活動体制を強化するとともに、救急業務の高度化、火災予防行政の推進などによる総合的な施策を推進してまいります。

救急業務の高度化につきましては、近年の救急需要に対応するため、引き続き救急救命士を養成するとともに、救命率の向上を図るため、医療機関と連携し、メディカルコントロール体制の充実を図ってまいります。

火災予防行政の推進につきましては、消防団や婦人防火クラブなどとの連携を図りながら、住宅用火災報知器の設置率向上と適切な維持管理の指導に努め、住宅防火対策を推進してまいります。災害の多様化、大規模化などに対応するためには、職員の能力向上と組織力の向上が重要であることから、消防大学校や岩手県消防学校、医療機関等での訓練や研修に積極的に参加させてまいります。本年11月には、緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練が緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、宮古地区を主会場として開催されます。これらの訓練や研修参加を通じて、さらなる職員の資質向上を図ってまいります。

消防施設整備につきましては、女性消防吏員の活躍推進に向けた環境改善の取組として、女性専用施設を宮古消防署田老分署及び川井分署に整備するため実施設計業務を実施いたします。また、令和8年4月共同運用開始予定のいわて消防指令センター整備事業を継続して進めるとともに、施設整備計画に基づき、屈折梯子付消防自動車や水槽付消防ポンプ自動車などを更新、整備し、消防活動体制の充実強化を図ってまいります。

この施策の大綱を踏まえ、構成市町村の厳しい財政状況の中、令和5年度の事務事業を計上いたしました。令和5年度の一般会計当初予算額は34億6,652万8,000円となり、前年度に比較して2億4,106万円、7.5%の増額となったところでございます。宮古地区広域行政組合管理者として共同処理事業の責務を担うに当たり、予算の効率的な執行に配慮しながら、行政サービスの一層の向上のため鋭意努力してまいります。

以上、令和5年度宮古地区広域行政組合の施策の大綱を申し上げます。議員各位のご理解とご協力をお願いいたしますとともに、令和5年度予算案にご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

◎議案第1号 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

○議長（木村 誠君） 日程第5、議案第1号 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 予算書の1ページをお開き願います。

議案第1号 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計予算についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ34億6,652万8,000円と定めるものがございます。

第2条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を3ページの第2表債務負担行為のとおりとするものがございます。

第3条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものがございます。

第4条は、歳出予算の流用について各項目間の流用を定めるものがございます。

令和5年3月20日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

歳入予算事項別明細書でご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金は33億6,823万1,000円の計上で、構成市町村からの負担金でございます。内訳につきましては、1節総務9,933万4,000円、2節衛生11億3,988万3,000円、3節消防21億2,901万4,000円でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料は土地等使用料13万6,000円の計上でございます。

2項手数料、1目衛生手数料は、処理業許可、ごみ処理及びし尿処理手数料について、合計4,070万5,000円の計上でございます。

2目消防手数料は、危険物取扱許可及び証明手数料について、合計100万4,000円の計上でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金は、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金として55万5,000円、新規最終処分場建設に係る循環型社会形成推進交付金事業費補助金として1,133万7,000円、計1,189万2,000円を計上するものがございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

4款県支出金、1項県負担金、1目消防費県負担金は、岩手県消防学校への職員派遣に伴う派遣職員人件費県負担金について798万8,000円を計上するものがございます。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入は、敷地貸付料で36万円を計上するものでございます。

2 項財産売払収入、1 目物品売払収入及び6 款繰越金は、整理科目でございませう。

7 款諸収入、1 項組合預金利子、1 目組合預金利子は、5,000円の計上でございませう。

2 項雑入、1 目雑入は、資源物売却代金など3,620万5,000円の計上でございませう。

次に、歳出をご説明いたします。歳出予算事項別明細書でご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費は、議会運営に要する経費で、1 節報酬から12 節委託料まで合計241万3,000円の計上でございませう。主なものは、議員報酬、旅費、議事録作成業務委託等でございませう。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、職員給与費のほか、事務局の業務執行全般に要する経費で、1 節報酬から12ページ、13ページの18節負担金補助及び交付金までの合計8,717万6,000円の計上でございませう。対前年比較622万9,000円の増額の主な理由は、退職手当負担金の増によるものでございませう。

2 目公平委員会費は、岩手県への事務委託料で、5万3,000円の計上でございませう。

2 項監査委員費、1 目監査委員費は、1 節報酬から11節役務費までの合計37万4,000円の計上でございませう。

3 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目環境衛生費は、旧食肉センターの建物に係る保険料1万3,000円を計上するものでございませう。

2 項清掃費、1 目清掃総務費は、10節需用費及び12節委託料の合計1億7,619万3,000円の計上でございませう。主なものは、構成町村のごみ収集に要する経費でございませう。対前年度比較195万5,000円の増額の主な理由は、燃料費単価上昇による町村ごみ収集運搬委託業務設計見直しによるものでございませう。

2 目ごみ焼却施設費は、職員給与費のほか、ごみ焼却施設の管理運営に要する経費で、2 節給料から次のページ、14ページ、15ページの26節公課費までの合計4億6,620万2,000円の計上でございませう。対前年比較7,445万5,000円の増額の主な理由は、燃料調整単価の上昇による光熱水費の増額及び施設整備計画計上の修繕料及び機器更新工事の増によるものでございませう。

3 目埋立処分地施設費は、職員給与費のほか最終処分場の管理運営に要する経費で、2 節給料から16ページ、17ページの26節公課費まで合計1億8,573万5,000円の計上でございませう。対前年度比較1,845万3,000円の減額の主な理由は、昨年度実施した新規最終処分場建設に係る基本計画策定業務、地質調査業務が終了したことによるものでございませう。

4 目し尿処理施設費は、職員給与費のほか、し尿処理施設の管理運営に要する経費で、2 節給料から26節公課費までの合計2億8,354万9,000円の計上でございませう。対前年度比較5,224万円の増額の主な理由は、燃料調整単価の上昇による光熱水費の増額及び機器更新工事等の増によるものでございませう。

5 目汚泥混焼施設費は1,072万8,000円の計上で、10節需用費から12節委託料まで施設の管理運営に要する経費でございませう。対前年度比較280万8,000円の減額の主な理由は、

施設の修繕費の減によるものでございます。

6目リサイクル施設費は、2節給料から18ページ、19ページの26節公課費までの合計8,223万4,000円の計上で、職員給与費のほか、リサイクル施設の管理運営に要する経費でございます。対前年比較160万8,000円の減額の主な理由は、施設整備計画計上分の工事請負費の減によるものでございます。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、消防職員給与費のほか、消防・救急業務等に要する経費で、2節給料から20ページ、21ページの26節公課費までの合計18億4,640万6,000円の計上でございます。対前年度比較3,278万3,000円の増額の主な理由は、職員給与費において給与改定、定期昇給、退職手当負担金の増、その他の増につきましては、光熱水費の増によるものでございます。

2目消防施設費は、12節委託料から18節負担金補助及び交付金までの合計2億9,160万円の計上でございます。対前年度比較9,905万円の増額の主な理由は、消防車両購入に係る備品購入費の増によるものでございます。

22ページ、23ページをお開き願います。

5款災害復旧費は整理科目でございます。

6款公債費、1項公債費、1目元金2,312万円及び2目利子73万円の計上は、長期債元金及び利子の償還金を計上するものでございます。対前年度比較280万6,000円の減額の主な理由は、第2リサイクルセンター敷地造成分償還終了に伴うものでございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費1,000万円は、前年度と同額の計上でございます。

以上、歳入歳出それぞれ34億6,652万8,000円の計上で、対前年度比較歳入歳出それぞれ2億4,106万円の増額でございます。

一般会計の附表といたしまして、24ページから27ページまで給与費明細書、28ページに債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しております。

以上が令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計予算の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村 誠君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、予算書もしくは予算に関する説明資料のページ数を言ってから質疑に入るようお願いいたします。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 誠君) 12番、中村勝明君。

○12番(中村勝明君) 1点だけお聞かせをいただきたいと思います。

小さなことで恐縮なのですが、考え方とすれば、管理者である山本市長も、政策大綱で強調しておりました。それは、予算書では21ページなのですが、女性専用施設庁舎改修工事実施設計業務委託料、新年度で270万円計上しております。私は監査委員も兼務しておりまして、各分署、消防署、監査に歩いたわけですが、女性の消防士の活躍の場のための整備をするというふうに施政方針といいますか、施策大綱にもあるのですが、新年度において川井と田老分署に整備をする。そういたしますと、岩泉消防署、田野畑分署を含めて2施設が残るわけですが、この改修計画、整備計画をお答えいただきたいと思います。

○議長(木村 誠君) 小林消防長。

○消防長(小林達広君) 現在、女性施設ですけれども、整備されているところといいますと、宮古消防署、山田消防署、新里分署の3か所となります。そして、今回、来年度の計画として田老分署、川井分署の設計の業務が入ってきております。女性施設につきましては、女性職員のほうからも、男性職員と同等に均等にいろいろな所属を回りたいという希望もございますので、速やかに全施設に女性施設を整備したいと考えております。

構成市町村の皆様にも、できれば足並みをそろえて早い年度に整備していただきたいということで、残る田野畑と岩泉につきましても要望しているところでございます。

○議長(木村 誠君) 中村勝明君。

○12番(中村勝明君) 私、田野畑のことは幾らか詳しく覚えているわけなのですが、整備についてはどうなのでしょう。市町村で責任持って整備を図るわけですか。それとも消防、広域組合の責任で整備計画を整備するのでしょうか。確認してみたいと思います。

○議長(木村 誠君) 小林消防長。

○消防長(小林達広君) 基本的には、行政組合の事業として整備させていただいておりますけれども、田野畑村さんにつきましては、当初の事業の関係で、田野畑村独自で施設のほうを整備していて、そちらに田野畑分署の施設が入っている形になってございます。

○議長(木村 誠君) 中村勝明君。

○12番(中村勝明君) 事務方、広域組合の責任、整備計画については、建てた経緯によって責任を負うということでしょうか。

私だけで質問するのも恐縮ですので、そういたしますと、残りの岩泉消防署、田野畑分署については、いつ頃供用開始を今のところ考えているか。やっぱりそこはひとつ、計画に沿って改修を図るのが筋だと思いますので、今考えている範囲でお答えをいただきたいと思います。

○議長(木村 誠君) 小林消防長。

○消防長(小林達広君) 先ほどもお話ししたとおり、全施設が足並みをそろえて整備し

たいというふうに考えておりますので、現在、この2か所につきましても、それぞれの役場を回ってお願いしている状況でございます。はっきりした回答は、現在のところはお答えできませんけれども、できる限り全施設が同じに整備されるように要望をかけていきたいと思っておりました。

○議長（木村 誠君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第1号

令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,466,528千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月20日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算

歳入				(単位・千円)
会計	宮古地区広域行政組合一般会計	款	項	金額
1	分担金及び負担金			3,368,231
			1 負担金	3,368,231
2	使用料及び手数料			41,845
			1 使用料	136
			2 手数料	41,709
3	国庫支出金			11,892
			1 国庫補助金	11,892
4	県支出金			7,988
			1 県負担金	7,988
			2 県補助金	0
5	財産収入			361
			1 財産運用収入	360
			2 財産売払収入	1
6	繰越金			1
			1 繰越金	1
7	諸収入			36,210
			1 組合預金利子	5
			2 雑入	36,205
	** 歳入合計 **			3,466,528

歳出				(単位・千円)
会計	宮古地区広域行政組合一般会計	款	項	金額
1	議会費			2,413
			1 議会費	2,413
2	総務費			87,603
			1 総務管理費	87,229
			2 監査委員費	374
3	衛生費			1,204,654
			1 保健衛生費	13
			2 清掃費	1,204,641
4	消防費			2,138,006
			1 消防費	2,138,006
5	災害復旧費			2
			1 厚生労働施設災害復旧費	1
			2 その他公共・公用施設災害復旧費	1
6	公債費			23,850
			1 公債費	23,850
7	予備費			10,000
			1 予備費	10,000
	** 歳出合計 **			3,466,528

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
し尿処理施設運転管理業務委託	令和6年度	限度額 40,025 千円

◎議案第2号 令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）

○議長（木村 誠君） 日程第6、議案第2号 令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 議案集2-1ページをお開き願います。

議案第2号 令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,962万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億8,498万4,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費を追加するものでございます。

令和5年3月20日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

初めに、歳出からご説明いたします。

歳出補正予算事項別明細書でご説明いたしますので、2-6、2-7ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費123万6,000円の減額は、議員研修の中止によるものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費226万1,000円の減額は、旅費、委託料及び使用料、賃借料の実績見込みによるものでございます。

3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却施設費291万3,000円の減額は、施設管理に係る各種業務委託実績見込みによるものでございます。

3目埋立処分地施設費2,843万9,000円の減額は、施設管理に係る各種業務委託や新規最終処分場建設に係る調査業務及び最終処分場ガス抜き管設置工事の実績見込みによるものでございます。

4目し尿処理施設費366万9,000円の減額は、施設管理に係る各種業務委託の実績見込みによるものでございます。

5目汚泥混焼施設費3万1,000円の減額は、汚泥分析業務委託の実績見込みによるものでございます。

6目リサイクル施設費181万4,000円の減額は、本ページ報償費から2-8、2-9ページの施設管理に係る各種業務委託及び負担金の実績見込みによるものでございます。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費445万7,000円の減額は、旅費、各種業務委託費及び負担金の実績見込みによるものでございます。

2目消防施設費480万円の減額は、いわて消防指令センター総合整備事業負担金について、令和5年度の支出に変更となったことから全額減額するものでございます。

次に、歳入をご説明いたします。

歳入補正予算事項別明細書でご説明いたしますので、2-4、2-5ページをお開き

願います。

1 款分担金、負担金、1 項負担金、1 目組合負担金について、歳入補正額及び歳出補正額に基づき調整し、補正するものでございます。

内訳でございます。1 節総務351万円、2 節衛生4,063万7,000円、3 節消防925万7,000円、合計5,340万4,000円を減額するものでございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料は、行政財産使用実績により1万3,000円増額するものでございます。

2 項手数料、1 目衛生手数料は、ごみ処理手数料の収入見込みにより359万3,000円を増額するものでございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目衛生費国庫補助金は、廃棄物処理施設モニタリング事業の確定により14万9,000円減額するものでございます。

7 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入は、東京電力株式会社からの賠償金額の確定により32万7,000円増額するものでございます。

次に、繰越明許費補正についてご説明いたしますので、2－3 ページをお開き願います。

3 款衛生費、2 項清掃費、埋立処分地施設事業において、今年度完了予定の浸出液処理施設シーケンサ等整備が、電子部品等の調達困難のため年度内に完了が見込めなくなったことから予算を繰越ししようとするものでございます。

以上が、令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村 誠君） これより議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、議案書のページ数を言ってから質疑に入るようお願いいたします。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号

令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）

令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ49,620千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,184,984千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年3月20日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位・千円)		
会計	宮古地区広域行政組合一般会計	補正前の額	補正額	計
款	項			
1	分担金及び負担金	3,038,727	△53,404	2,985,323
	1 負担金	3,038,727	△53,404	2,985,323
2	使用料及び手数料	41,960	3,606	45,566
	1 使用料	133	13	146
	2 手数料	41,827	3,593	45,420
3	国庫支出金	22,165	△149	22,016
	1 国庫補助金	22,165	△149	22,016
7	諸収入	57,040	327	57,367
	2 雑入	57,035	327	57,362
補正されなかった款項にかかる額		74,712		74,712
** 歳入合計 **		3,234,604	△49,620	3,184,984

2 歳出		(単位・千円)		
会計	宮古地区広域行政組合一般会計	補正前の額	補正額	計
款	項			
1	議会費	2,424	△1,236	1,188
	1 議会費	2,424	△1,236	1,188
2	総務費	81,413	△2,261	79,152
	1 総務管理費	81,070	△2,261	78,809
3	衛生費	1,124,749	△36,866	1,087,883
	2 清掃費	1,124,739	△36,866	1,087,873
4	消防費	1,989,360	△9,257	1,980,103
	1 消防費	1,989,360	△9,257	1,980,103
補正されなかった款項にかかる額		36,658		36,658
** 歳出合計 **		3,234,604	△49,620	3,184,984

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
3 衛生費	2 清掃費	埋立処分地施設事業	2,700 千円

◎議案第3号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（木村 誠君） 日程第7、議案第3号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 議案集3-1ページをお開き願います。

議案第3号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、岩手県の給与改定の内容に準じ、一般職の職員の通勤手当の支給限度を改定しようとするものでございます。

それでは、条例案の内容につきましてご説明いたします。

通勤手当につきまして、第21条第2項第2号に規定する交通用具使用者に係る支給限度額を月額「4万9,300円」から「5万1,500円」に引き上げるものでございます。

次に、附則により、本条例の施行日を令和5年4月1日とするものでございます。

以上が条例改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和5年3月20日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由。岩手県の給与改定の内容に準じて、一般職の職員の通勤手当の額を改定しようとするものである。

これが、この条例案を提出する理由でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 宮古地区広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例

◎議案第5号 宮古地区広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会条例

◎議案第6号 宮古地区広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例

○議長（木村 誠君） 日程第8、議案第4号 宮古地区広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例、日程第9、議案第5号 宮古地区広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会条例及び日程第10、議案第6号 宮古地区広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例の3件は関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） それでは、議案第4号、第5号、第6号について、一括してご説明いたします。

議案第4号 宮古地区広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例、議案第5号 宮古地区広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会条例、議案第6号 宮古地区広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例につきまして、一括してご説明いたします。

議案集4-1ページをお開き願います。

議案第4号 宮古地区広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例についてご説明いたします。

本条例案は、令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護関連の3つの法律が個人情報の保護に関する法律に統合され、同法が令和5年4月1日から地方公共団体にも適用されることに伴い、同法の委任事項を定めるため施行条例として制定しようとするものでございます。

それでは、条例案の内容について順にご説明いたします。

第1条は、本条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条は、本条例における用語の定義を定めるものでございます。

第3条は、個人情報ファイル取扱事務台帳の作成、閲覧等の定めでございます。個人情報の保護に関する法律では、個人情報ファイルに該当する場合は個人情報ファイル取扱台帳を作成し、個人情報ファイルの取扱人数が1,000人以上の場合は個人情報ファイル簿を作成するものとしております。組合といたしましては、取り扱う個人情報ファイルの取扱人数にかかわらず、個人情報ファイル簿を整備することとしております。

第4条は、開示決定等の期限を定めるものでございます。これまでと同様に、原則として15日以内としようとするものでございます。なお、実質的な事務処理に係る時間を確保するため、宮古地区広域行政組合の休日に関する条例に定める組合の休日、開示請求補正に要する日数については開示決定等の期限の日数に加えないこととするものでございます。

第5条は、著しく大量の開示請求があった場合、開示決定等の期限の特例を定めるものでございます。

4-2ページをお開き願います。

第6条は、費用負担を定めるものでございます。開示請求に係る手続につきましては、従来から手数料は徴収しない取扱いとしてきたところでございます。このたびの個人情報

報保護制度の見直しに当たっても、これまでと同様、手数料は徴収しないとするものでございます。ただし、文書のコピー代、郵送料、電磁的記録開示の場合、その媒体の種類に応じた費用についてはこれまでと同様に負担していただくとするものでございます。

第7条は、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料を定めるものでございます。行政機関等匿名加工情報とは、ある個人情報ファイルを特定の個人を識別できないように匿名加工した情報のことで、データの利活用を図る目的で導入されたものでございます。これについては、行政機関等匿名加工情報を利用する相手方は、一般の住民ではなく民間企業や研究機関を想定してあるものであることから、政令で定められている額を組合の条例においても適用し、手数料を徴収しようとするものでございます。

第8条は、組合の附属機関として設置する審査会への諮問について定めるものでございます。

第9条は、個人情報の保護に関する法律の実施状況の公表について定めるものでございます。

次に、附則についてご説明いたします。

4-3ページをご覧ください。

第1項は、本条例の施行日を令和5年4月1日とするものでございます。

第2項は、現行の宮古地区広域行政組合個人情報保護条例を廃止するものでございます。

第3項から4-4ページの第12項までは、個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置を定めるものでございます。

以上が条例案の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和5年3月20日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由。個人情報の保護に関する法律の実施に関し必要な事項を定めようとするものである。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

次に、5-1ページをお開き願います。

議案第5号 宮古地区広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会条例についてご説明いたします。

本条例案は、これまで宮古地区広域行政組合情報公開条例で設置していた情報公開審査会と宮古地区広域行政組合個人情報保護条例で設置していた個人情報保護審査会を統合しようとするものでございます。先ほどの議案第4号で申し上げました宮古地区広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例の附則第2項におきまして、宮古地区広域行政組合個人情報保護条例を廃止することに伴い、個人情報保護審査会の根拠が執行いたします。情報公開審査会と個人情報保護審査会とは、開示請求に係る行政処分に対する不服審査請求の諮問機関として同等の機能を有していることから、このたびの個人情報保護制度の見直しを機に統合しようとするものでございます。

それでは、条例案の内容について順にご説明いたします。

第1条は、審査会の設置について定めるものでございます。

第2条は、審査会の所掌事項を定めるものでございます。

第3条は、審査会の組織、第4条は委員の任期、守秘義務等、第5条は会長及び職務代理人、第6条は会議の運営をそれぞれ定めるものでございます。

5-2ページをお開き願います。

第7条から第9条までは、審査請求に係る調査審議の手續、審査会の調査権限等を定めるものでございます。

第10条は、調査審議手續を非公開とすることを定めるものでございます。

5-3ページをご覧願います。

第11条は、審査会の処分を定めるものでございます。

第12条は会長への委任、第13条は委員の守秘義務に係る罰則を定めるものでございます。

次に、附則についてご説明いたします。

第1項は、本条例の施行日を令和5年4月1日とするものでございます。

第2項は、本条例の制定に伴い、宮古地区広域行政組合情報公開条例の一部を改正するもので、情報公開審査会に係る規定を削るものでございます。

5-6ページをお開き願います。

第3項から第5項は、情報公開条例の一部改正に伴う経過措置を定めるものでございます。

以上が条例案の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和5年3月20日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由。宮古地区広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会を設置しようとするものである。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

次に、6-1ページをお開き願います。

議案第6号 宮古地区広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、個人情報保護制度の見直しに伴い、当該制度との整合を図るために必要な改正をしようとするものでございます。

それでは、条例案の内容について順にご説明いたします。

第5条は、行政文書の開示義務を規定しておりますが、開示義務の例外として、不開示情報を列挙しております。この不開示情報に行政機関等匿名加工情報を追加しようとするものでございます。行政機関等匿名加工情報につきましては、個人情報の保護に関する法律において有料で提供できる仕組みが整備されたところでございます。このため、情報公開制度において提供されないことがないよう対象外とするものでございます。また、行政機関等匿名加工情報を作成するために削除した個人情報等も不開示情報とするものでございます。

第9条は、個人情報保護制度との整合を図るため、開示決定等の期限を初日不算入とするとともに、休日を算入しないこととするものでございます。

第10条は、9条の改正に伴う整理規定でございます。

6－2ページをお開き願います。

第11条は、第5条の不開示情報の追加に伴う整理規定でございます。

第12条は、開示決定等の期限と同様に初日不算入を規定するものでございます。

次に、附則についてご説明いたします。

第1項は、本条例の施行日を令和5年4月1日とするものでございます。

第2項は、開示請求に係る経過措置を規定するものでございます。

以上が条例案の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和5年3月20日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由。個人情報保護制度の見直しに伴い、当該制度との整合を図ろうとするものである。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

以上、議案3件につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 誠君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 誠君) ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 誠君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 誠君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号 宮古地区広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例

○議長(木村 誠君) 日程第11、発議案第1号 宮古地区広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中議会運営委員長。

○議会運営委員長(田中 尚君) ただいま議題となりました発議案第1号 宮古地区広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例について、提案、ご説明を申し上げます。

発議案第1号につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、組合議会においても個人情報の保護に関する規定を明確にし、適正な運営を図るため新たに条例を制定する必要が生じたことから、本条例案を提出するものであります。

条例案の主な内容についてご説明いたします。

第1章、総則では、本条例の目的や定義のほか、対象となる個人情報について規定しております。

第2章、個人情報等の取扱いでは、必要な範囲を超えて保有してはならない保有の制限のほか、本人の同意がある場合などを除き、利用目的以外の利用、提供に係る制限について規定しております。

第3章、個人情報ファイルでは、議会が保有している個人情報ファイルに係る帳簿の作成及び公表などについて規定しております。

第4章、開示、訂正及び利用停止のうち、第1節開示では、開示請求に係る手続や手数料、開示決定等の期限を定めるほか、開示請求者本人の生命や財産を害するおそれのあるものや情報提供者との信頼関係を損なうと認められることなどの情報は開示しないこととする不開示情報について規定しております。なお、開示請求に係る手数料は徴収

しないことといたします。

第2節訂正では、個人情報の訂正を請求するための訂正請求権や訂正請求の手続等について規定しております。

第3節利用停止では、本条例の規定に違反して個人情報が保有されているときに利用停止を請求できる利用停止請求権や利用停止請求の手続等について規定しております。

第4節審査請求では、開示請求者に係る不作為について審査請求があった場合、宮古地区広域行政組合情報開示・個人情報保護審査会に諮問することができる旨規定しております。

第5章雑則では、議長は、毎年度本条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表することなどについて規定しております。

第6章罰則では、本条例に違反した場合の罰則について規定しております。

次に、附則についてご説明いたします。

第1項は、この条例の施行期日を令和5年4月1日からとするものです。

第2項は、本条例の制定に伴い、議会への開示決定等に関する審査請求があった場合には、日程第9 議案第5号にて可決されました宮古地区広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会条例に規定する審査会に開示、諮問することができるよう、審査会条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、発議案の朗読は省略いたします。議員各位のご賛同を賜りますようお願いをいたします。

○議長（木村 誠君） お諮りいたします。

発議案第1号は、質疑、討論を省略し採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議案第1号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（木村 誠君） 以上で本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後 4時00分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員